

# 地域資源利用型産業創出緊急対策事業実施要綱

制定 平成21年5月29日付け21環第27号

農林水産事務次官依命通知

## 第1 趣旨

農山漁村には太陽光などの自然エネルギーをはじめ、稲わら・間伐材等の未利用のバイオマスが豊富に存在するなど、食料供給のみならず資源供給の面でも大きな潜在力を有している。このような潜在力を発現させ、低炭素社会の実現と農山漁村の活性化を同時にかつ緊急に達成するためには、未利用資源の有効活用に必要な施設等の導入や製品の利用体制の整備が不可欠である。

こうした中、太陽光発電については、平成20年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」において、太陽光発電世界の座を再び獲得することを目指し、導入量の大幅拡大を進めることとされる等さらなる普及が進むことが見込まれており、バイオマスタウン構想を公表した地区等を対象に、農作物の保冷倉庫や畜舎、バイオマス変換施設など、農林水産業に関連する施設に積極的な導入を図る必要がある。

また、わが国独自のバイオマス変換システムである農林バイオマス3号機については、離島等におけるエネルギーの地産地消に向けて大きな効果を上げることが期待されており、これをはじめとする先進的なバイオマス利活用技術を着実かつ早急に確立することが、極めて重要である。

このような状況を踏まえ、農山漁村の潜在力を最大限発揮させ、低炭素社会の実現と農山漁村の活性化に資する太陽光発電や先進的なバイオマス利活用技術の加速的な導入を図る取り組みを支援する。

## 第2 地域資源利用型産業創出緊急対策基金

- 1 基金管理団体は、第5の1の(3)及び第5の2の(3)の助成金の交付に充てるため、国からの助成金を原資として、地域資源利用型産業創出緊急対策基金(以下「基金」という。)を造成するものとする。
- 2 基金管理団体は、基金を第5の1の(3)及び第5の2の(3)の助成金の交付以外の用途に使用してはならない。ただし、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長(以下「環境バイオマス政策課長」という。)の承認を受けた場合にあつては、本事業の実施に係る業務に要する経費に充てることができる。
- 3 基金管理団体は、基金に係る経理について、特別の勘定を設けて、他の業務に係る経理と区分して整理するものとする。
- 4 基金管理団体は、環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより、基金を管理するものとする。
- 5 基金の管理から生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。

### 第3 基金管理団体

基金管理団体は、公募により決定するものとする。

### 第4 事業内容

#### 1 太陽光パネル緊急導入事業

##### (1) 事業内容

バイオマスタウン構想を公表した地区等を対象に、農作物の保冷倉庫、畜舎、バイオマス変換施設等の農林水産業に関連する施設への太陽光パネルの設置等に要する費用について助成するものとする。

##### (2) 事業実施主体

事業実施主体は別表に定めるところによるものとし、基金管理団体が行う公募により決定するものとする。

##### (3) 採択要件及び補助率

本事業の採択要件及び補助率は別表に定めるところによるものとする。

##### (4) 基金による助成

ア 基金管理団体は、基金を財源として、環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより、事業実施主体に対して助成するものとする。

イ 基金管理団体は、事業実施期間内において、事業実施主体による事業の遂行が困難であると認めた場合にあっては、計画の見直し又は中止を命じることができる。

ウ イの結果、事業実施主体の故意、重大な過失又は未必の故意により、事業効果が発現されていないと基金管理団体が認める場合には、基金管理団体は交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

その場合、基金管理団体は、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

#### 2 農山漁村地域資源有効活用推進事業

##### (1) 事業内容

離島等の農山漁村地域において、燃料や電力の供給を同時に行える農林バイオマス3号機等の先進的なバイオマス利活用施設の整備に要する費用や技術実証を行う費用等について助成するものとする。

##### (2) 事業実施主体

事業実施主体は別表に定めるところによるものとし、基金管理団体が行う公募により決定するものとする。

##### (3) 採択要件及び補助率

本事業の採択要件及び補助率は別表に定めるところによるものとする。

##### (4) 目標及び個別成果指標の設定

事業実施主体は、取り組むべき課題に応じ、事業完了時に達成すべき具体的な事業の目標を設定するものとする。

## (5) 基金による助成

ア 基金管理団体は、基金を財源として、環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより、事業実施主体に対して助成するものとする。

イ 基金管理団体は、事業実施期間内において、第8の2の措置を講じてもなお、事業の目標の達成が困難であると認めた場合にあっては、計画の見直し又は中止を命じることができる。

ウ イの結果、事業実施主体の故意、重大な過失又は未必の故意により、目標が達成されていないと基金管理団体が認める場合には、第三者である学識経験者等の意見を聞いた上で、基金管理団体は交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

その場合、基金管理団体は、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

## 第5 事務手続

### 1 太陽光パネル緊急導入事業

#### (1) 事業実施計画の作成、承認、助成金の交付決定等

ア 事業実施主体は、事業を実施するに当たっては、環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成の上、基金管理団体に提出し、当該計画について基金管理団体から事業実施計画の承認及び助成金の交付決定を受けなければならない。

イ 基金管理団体は、アの事業実施計画の承認を行おうとするときは、あらかじめ環境バイオマス政策課長と協議するものとする。

ウ 基金管理団体は、アの助成金の交付決定を行った場合には、その旨環境バイオマス政策課長に報告するものとする。

エ 事業実施計画の重要な変更又は助成金の内容の変更については、アからウまでの規定を準用する。

#### (2) 助成金の請求

事業実施主体は、基金管理団体に対し交付決定を受けた助成金の支払の請求を行う場合は、環境バイオマス政策課長が別に定めるところによるものとする。

#### (3) 助成金の交付

基金管理団体は、事業実施主体からの助成金の支払い請求を受けた場合は、速やかに交付決定の範囲内で助成金を支払うものとする。

#### (4) 助成金の返納

事業実施主体は、第4の1の(4)のウにより基金管理団体に対して助成金の返納を行う場合は、環境バイオマス政策課長が別に定めるところによるものとする。

### 2 農山漁村地域資源有効活用推進事業

#### (1) 地域計画の作成、事業実施計画の作成、承認、助成金の交付決定等

ア 地域協議会

本事業を実施しようとする者は、環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより、地域協議会を設置するものとする。

#### イ 地域計画

(ア) 地域協議会は、環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより、事業終了時に達成すべき具体的な事業の目標を設定した地域計画を作成し、基金管理団体に提出し、当該地域計画について基金管理団体から承認を受けなければならない。

(イ) 基金管理団体は、(ア)の承認を行おうとするときは、あらかじめ第三者である学識経験者等の意見を聴取するとともに、環境バイオマス政策課長に協議するものとする。

#### ウ 地域計画の変更

(ア) 地域協議会は、別に定めるところにより、地域計画の重要な部分の変更を行おうとする場合には、基金管理団体に変更の地域計画を提出し、その承認を受けるものとする。

(イ) 基金管理団体は、(ア)の承認を行おうとするときは、イの(イ)の規定を準用する。

#### エ 事業実施計画

(ア) 事業実施主体は、基金管理団体により承認された地域計画に基づき本事業を実施しなければならない。

(イ) 事業実施主体は、事業を実施するに当たっては、承認された地域計画に基づき、環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、地域協議会を経由して基金管理団体に提出し、当該計画について基金管理団体から事業実施計画の承認及び助成金の交付決定を受けなければならない。

(ウ) 基金管理団体は、(イ)の事業実施計画の承認を行おうとするときは、あらかじめ環境バイオマス政策課長と協議するものとする。

(エ) 基金管理団体は、(イ)の助成金の交付決定を行った場合には、その旨環境バイオマス政策課長に報告するものとする。

(オ) 事業実施計画の重要な変更又は助成金の内容の変更については、(ア)から(エ)までの規定を準用する。

#### (2) 助成金の請求

事業実施主体は、基金管理団体に対し交付決定を受けた助成金の支払の請求を行う場合は、環境バイオマス政策課長が別に定めるところによるものとする。

#### (3) 助成金の交付

基金管理団体は、事業実施主体からの助成金の支払い請求を受けた場合は、速やかに交付決定の範囲内で助成金を支払うものとする。

#### (4) 助成金の返納

事業実施主体は、第4の2の(5)のウにより基金管理団体に対して助成金の返納を行う場合は、環境バイオマス政策課長が別に定めるところによるものとする。

## 第6 事業の実績報告等

- 1 事業実施主体は、毎年度、事業の実施状況について、環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより、基金管理団体に報告するものとする。
- 2 基金管理団体は、毎事業年度ごとに、環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより、助成金の交付に係る事業の実績について、環境バイオマス政策課長に報告するものとする。
- 3 基金管理団体は、本事業が完了したときは、速やかに事業資金の精算を行い、環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより、その結果を報告するものとする。
- 4 環境バイオマス政策課長は、本事業が完了したとき又は基金管理団体がこの実施要綱に基づく事業を行わなくなった場合において、基金に使用される見込みのない残額がある場合には、基金管理団体に対して当該残額を返還するよう命ずるものとする。

## 第7 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、平成21年度から平成23年度までに開始した事業が終了するまでとする。

## 第8 事業の評価等

### 1 事業の評価

#### (1) 太陽光パネル緊急導入事業

- ア 第4の1の事業について、事業実施主体は、毎年度、事業の進捗状況、事業終了時に目標が達成される見込み等の評価を自ら行い、別に定めるところにより、その結果を基金管理団体に報告するものとする。
- イ 基金管理団体は、アの報告があったときは、事業の進捗状況等を確認した上で、別に定めるところにより、環境バイオマス政策課長に報告するものとする。
- ウ 基金管理団体は、アの報告があったときは、事業の進捗状況等の検証を行うこととし、必要に応じて第三者である学識経験者等の意見の聴取や事業実施主体に対する指導等の措置を講ずるものとする。

#### (2) 農山漁村地域資源有効活用推進事業

- ア 第4の2の事業について、地域協議会は、毎年度、事業の進捗状況、事業終了時に目標が達成される見込み等の評価を自ら行い、別に定めるところにより、その結果を基金管理団体に報告するものとする。
- イ 基金管理団体は、アの報告があったときは、事業の進捗状況等を確認した上で、別に定めるところにより、環境バイオマス政策課長に報告するものとする。
- ウ 基金管理団体は、アの報告があったときは、第三者である学識経験者等の意見を聴取しつつ、事業の進捗状況等の検証を行うこととし、必要に応じて地域協議

会に対する指導等の措置を講ずるものとする。

## 2 改善措置

- (1) 第4の1の事業における事業実施主体及び第4の2の事業における地域協議会は、1の評価の結果、事業終了時に目標を達成することが困難であると判断する場合には、その要因及び目標の達成に向けた方策等を検討し、基金管理団体に報告するものとする。
- (2) 基金管理団体は、(1)の報告があったときは、目標の達成に向けて、第4の1の事業については事業実施主体に、第4の2の事業については地域協議会に対し指導等の措置を講ずるものとする。

## 3 適正な執行の確保

基金管理団体は、1の評価の結果を、次年度以降の適正な事業の執行及び助成金の配分に反映させるものとする。

## 4 事業終了後の報告

- (1) 第4の1の事業における事業実施主体及び第4の2の事業における地域協議会は、本事業が終了した年度の翌年度以降、5か年度にわたり、毎年度、本事業の成果を別に定めるところにより、基金管理団体に報告するものとする。
- (2) 基金管理団体は、(1)の報告があったときは、別に定めるところにより、環境バイオマス政策課長に報告するものとする。

## 第9 推進指導

基金管理団体は、事業の円滑な推進を図るため、都道府県、市町村、農業者団体、実需者団体その他関係機関と密接な連携を図り、本事業の実施についての推進指導に当たるものとする。

## 第10 収益納付

- 1 第4の2の事業を行う事業実施主体は、別に定めるところにより、本事業の実施に係る収支の状況を基金管理団体へ報告するものとする。
- 2 基金管理団体は、1の報告に基づき、本事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認める場合には、別に定めるところにより、事業実施主体に対して、交付された助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができるものとする。
- 3 基金管理団体は、事業実施主体に2の納付を命じた場合は、速やかに環境バイオマス政策課長に報告するものとし、環境バイオマス政策課長は、事業実施主体から基金管理団体に2の金額の納付がされた場合には、基金管理団体に対し当該金額を返還するよう命じるものとする。

## 第11 その他

- 1 環境バイオマス政策課長は、本事業を適切かつ効率的に実施するため、基金管理団

体に必要な指導を行うことができるものとする。

- 2 基金管理団体は、事業実施主体が本事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分した場合は、事業実施主体に対し、その収入の全部又は一部に相当する金額の納付を命じることができるものとする。
- 3 基金管理団体は、事業実施主体に2の金額の納付を命じた場合は、速やかに環境バイオマス政策課長に報告するものとする。なお、環境バイオマス政策課長は、基金管理団体がこの実施要綱に基づく事業を行わなくなった場合において、事業実施主体から基金管理団体に2の金額の納付がされた場合には、基金管理団体に対し当該金額を返還するよう命じるものとする。
- 4 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、環境バイオマス政策課長が別に定める。

要綱別表（第4関係）

事業の種類	経費	補助率	事業実施主体	採択要件
1 太陽光パネル 緊急導入事業	<p>(1) 施設整備費 実施要綱の規定に基づいて行う、太陽光パネルを設置するための施設の整備に要する経費</p> <p>(2) 事業推進費 実施要綱の規定に基づいて行う、太陽光パネル導入検討のための現地調査、普及啓発のために必要な経費</p> <p>(3) 管理事務費 実施要綱の規定に基づいて行う、事業実施の管理に必要な事務処理を行うのに要する経費</p>	<p>1/3 以内 (地方公共団体、非営利民間団体 1/2 以内)</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>民間事業者 NPO法人 公社 地方公共団体 農林漁業者の組織する団体 第3セクター 消費生活協同組合 事業協同組合 環境バイオマス政策課長が 適当と認める者</p>	<p>次に掲げる事項をすべて満たさなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林水産業に関連する施設を活用した取組みであること。</li> <li>2 事業実施主体としての適格性があること。</li> <li>3 事業内容及び実施方法が妥当であること。</li> <li>4 関係法令の許認可の解決が見込まれること。</li> </ol>
2 農山漁村地域 資源有効活用推進事業	<p>(1) 施設整備費 実施要綱の規定に基づいて行う、先進的なバイオマス利活用施設の整備に要する経費</p> <p>(2) 事業推進費 実施要綱の規定に基づいて行う、地域協議会の運営等のために必要な事業推進経費やバイオマス利活用に係る新技術の開発・導入等に要する経費 ア 地域協議会活動経費 イ 技術実証経費</p> <p>(3) 管理事務費 実施要綱の規定に基づいて行う、事業実施の管理に必要な事務処理を行うのに要する経費</p>	<p>1/2 以内 (特に先進的と認められたバイオマス利活用施設は 2/3 以内)</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>民間事業者 NPO法人 地方公共団体 公社 農林漁業者の組織する団体 第3セクター 消費生活協同組合 事業協同組合 地域協議会 環境バイオマス政策課長が 適当と認める者</p>	<p>次に掲げる事項をすべて満たさなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 離島等の農山漁村地域の地域資源等を活用した取組みであること。</li> <li>2 わが国における先進的なバイオマス利活用技術の実用化の可能性を示す取組みであること。</li> <li>3 事業内容（原料収集、施設整備や製造物の利活用等）が関係市町村におけるバイオマス利活用方針と整合性が図られていること。</li> <li>4 事業実施主体としての適格性があること。</li> <li>5 事業内容及び実施方法が妥当であること。</li> <li>6 関係法令の許認可の解決が見込まれること。</li> </ol> <p>※ 上記2の「先進的」とは、他に類似をみない画期的な技術のことであり、農林水産省の他の補助事業等で類似事例が採択されている等既に広く実用化されているレベルと判断される技術（商業化されている技術等）は除く。</p>